

## 第13回年金部会委員提出資料

- 井手委員提出資料 . . . . P 1  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 今井委員提出資料 . . . . P 3  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 大澤委員提出資料 . . . . P 4  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 岡本委員提出資料 . . . . P 6  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 翁委員提出資料 . . . . P 8  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 神代委員提出資料 . . . . P 10  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 杉山委員提出資料 . . . . P 17  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 堀委員提出資料 . . . . P 18  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」についての意見
- 矢野委員提出資料 . . . . P 22  
— 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に対する意見
- 山崎委員提出資料 . . . . P 24  
— 『年金改革の方向性と論点』を巡って

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見

H15. 1. 22

年金部会委員

井手 明子

「年金改革の骨格に関する方向性と論点（厚生労働省）」は、今後の議論のたたき台として、論点ごとに必要な選択肢を示しながら、今後、広く国民的議論が行われることを期待するものであるが、国民的議論を行うためには、論点ごとに示される選択肢が、比較検討する上で、具体的でわかりやすいものであることが必要であると思う。

平成16年の年金改革の基本的視点の5点目に上げられている

少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする。

に関していえば、選択肢の示し方に関し、より具体的な数値の裏付けや、過去の実態調査、制度導入を想定した意識調査などのデータの添付が必要と考える。

### ○公的年金制度における次世代育成支援

育児期間に対する配慮措置の拡充が少子化対策として効果を発揮するかの判断にあたり

- ・平成6年改正での厚生年金保険料の本人負担分の免除措置、平成12年改正での事業主負担分の免除措置、および改正雇用保険法による休業中の給付金支給（平成7年 休業取得前賃金の25% 平成13年 40%）は、出生率にどのような影響を与えたか、制度導入の評価
- ・育児期間中の保険料免除、あるいは加入期間の加算措置等の配慮があれば、子供をより多く持つことを選択するかという意識調査
- ・北欧諸国、英語圏、仏語圏に比べ、労働力率、出生率双方とも日本が低い理由の分析が必要

### ○女性と年金

女性と年金を検討するにあたり、

- ・「女性と年金検討会」で示された第3号被保険者制度の見直し案VI案と、今回提示さ

れたIV案に関し、各案にどのような課題（雇用関係のない第三号被保険者にかかる事業主負担の問題、医療保険との整合性、定額保険料対象増による逆進性等）があるか一目瞭然で比較できる一覧表（これまでの資料は案ごとに課題が整理され、比較しづらい）

- ・各案の、現行制度と比較した場合の、片働き・共働き別の世帯単位、夫・妻単位の保険料、給付、年金財政の収支がどのように変化するかの比較

以上の比較表に、「方向性と論点」では触れられていないが、「女性と年金検討会」では課題としてあげられていた「離婚時の年金分割」と「遺族年金制度」の見直し案を付加し広く国民的議論を行うことが必要

全体として5点目の基本的視点を考えるにあたり、女性が育児に専念することを評価して、年金制度上の優遇措置を講じることと（年金財政は悪化・少子化抑制効果は不明）、保育サービスを充実して就業と育児の両立が図れるようにすること（保険料収入増・税収増・保育コスト増・雇用創出効果有り・過去の国民生活選好度調査によれば少子化抑制効果有り）のどちらが望ましいかという選択になるのではないかと思う。

育児時間に対する配慮措置の拡充の選択肢の中で、第3号被保険者に対し、次世代を育成するという新たな意味づけがされており、選択の仕方によっては、女性の一時的な家庭回帰を促進する制度変更になることも想定される。個人の多様な選択に中立的な制度の構築という「女性と年金検討会」の基本的視点を再度踏まえ、検討にあたっては、M字型カーブが押しあがった時の、社会保険料・税の増収と保育サービス充実のためのコスト比較のシミュレーションが必要であると思う。

以上

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について

03. 1. 22

今井 延子

社会保障制度の目的は少子・高齢化が進んでも負担が増大しないようにするという財政対策に絞られがちであるが、本来果たすべき目的・方向を改めて考えてみた。

前回（12 / 13）の大沢委員の意見書に、基本的視点の中に「高齢者・女性・若者等がともに社会を支える制度の整備」「男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする」と記載されており、特に男女の人権と、出来る限りの中立な制度を強調されていた。私もそこに相互の協力と自己決定を付け加えたい。

そのためには、国民一人ひとりが同一の

- ・所得比例年金を目指し
- ・低所得者を対象にミニマム年金を設定し
- ・世代間の連帯を考え経済成長スライド方式にし
- ・二分二乗法を取り入れる。

以上

(1) 基本的視点－男女共同参画

- ・2002年6月に閣議決定された「骨太方針第2弾」は、経済活性化戦略の基本的考え方として、「高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備」を掲げ、「男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする」と明記している。とくに年金制度について「『男女共同参画社会の』理念とも合致した」制度を構築することを打ち出している。
- ・男女共同参画社会の基本理念のうち、年金制度に特に関係するのは、男女共同参画社会基本法の第3条（性別による差別的取扱いがないこと等、男女の人権の尊重）と第4条（固定的な性別役割等を反映する社会制度・慣行から、できる限り中立な制度・行へ）。

(2) 上記の基本的視点に照らした現行年金制度の問題点

- ・所得税制の配偶者にかかる控除、健康保険制度の被扶養家族の扱いなどとあいまって、働いて稼ぐことを通じて制度の支える能力も条件もある者が、あえて就業時間や賃金率を調整して、社会保険制度に依存する者となる傾向。
  - \* 2001年のパートタイム労働者総合実態調査によれば、現に年収または労働時間の調整をしている者は26.7%だった。その理由（複数回答）を見ると、「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」とする労働者の割合が最も多く72.6%、次に「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が45.1%、3番目が「一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ自分で加入しなければならなくなるから」が38.2%だった。
- ・平均賃金を得る男女について、単身、夫婦共稼ぎ（2号どうしの夫婦）、夫片稼ぎ（2号と3号）、という世帯類型により、年金給付の所得代替率が大きく異なる。
  - \* 同じ保険料率なのに、年金給付の所得代替率が世帯によって異なるのは、定額の基礎年金6.7万円によって、低賃金層の給付が厚めになるという、再分配的な面があるため。夫片稼ぎ世帯では、1人当たりの賃金が女性単身世帯よりも低賃金となるため、その給付の所得代替率が各世帯類型で最高となる。
- ・世帯所得が等しい場合、保険料負担も老齢年金給付も、共稼ぎと片稼ぎで等しいが、なお遺族厚生年金において片稼ぎの有利さは明らかであり、「女性が働くことが不利」になる面をもつ。
- ・短時間労働者の一部が就業・収入を調整することによって、女性全体（共働き、単身を含む）の賃金を引き下げるといった影響も否定できない。

- ・つまり、男女の経済力の均等化を、第3号被保険者制度等の制度が阻害している。

(3) 提起されている平成16年度の改革の方向について

- ・3号被保険者制度について見直し案を4つまで整理した点は評価できる。とくに第1の年金権分割は、遺族厚生年金を不要とすることにつながれば、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯間の不均衡を是正できる。
- ・しかし、4案のいずれを行っても、世帯類型による所得代替率の格差は残る。基礎年金制度の見直しが必要。2002年12月5日の経済財政諮問会議に塩川財務相が提出した資料「年金制度改革について」は、税財源を「必要なところに重点的に配分することが財政の役割」と注意を喚起し、年金制度への国庫負担のあり方を検討するうえでスウェーデンの改革の参照を求めている(制度体系の議論に際してもスウェーデンの改革の参照を求める)。
- ・現行の体系では、雇用就業の多様化、流動化により、2号被保険者の相対的減少、1号被保険者の増大が見込まれることに対して、対応できない。
- ・以上から、「引き続き十分に議論」とされたスウェーデン方式の、相対的望ましさは、高いことに留意すべき。今回の改革の機会を逃すと、厚生年金収支の赤字・積立金減少により、改革余力を失う恐れがある。

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について

2002年12月13日

年金部会委員

岡本康男

本日の年金部会はやむを得ず欠席させていただきますので、厚生労働省が先般取りまとめた標記のたたき台について、現時点での私の意見を下記の通り申し述べます。

### 記

財政再計算の度に給付水準や将来の保険料を見直す現行方式を改め、「最終的な保険料率を法定して、その範囲内で給付を行う」という保険料固定方式が厚生労働省から新たに提示されたことは、わが国の経済や社会の構造変化を考えますと、公的年金制度を中長期的に持続可能なものとしていくために時宜を得た、現実的な対応として評価します。

### 給付水準の見直しを先送りすべきではない

2004年の改革では、世代間格差の是正が重要な課題の1つであると認識しています。しかし、今回の案では、長期間にわたって徐々に給付水準の調整を行うこととしているため、制度を支えていく将来世代ほど負担増と給付削減のしわ寄せが大きくなることが懸念され、世代間格差の是正という問題が十分解決されているとは言えません。

既受給者を含めて、全ての世代が痛みを分かち合うような給付水準の見直しについて更に議論を行い、アンバランス是正に資する施策を着実に実施すべきと考えます。

## **ルール通りの物価スライド適用を行うべきである**

物価スライドの適用については、物価水準が下落した際に、ルール通りの適用がなされてこなかったため、結果として過剰な給付が行われるとともに、年金財政の悪化と、後の世代に対する負担の増加を招いています。公的年金制度は国民のコンセンサスの上に成り立っていることを考えますと、制度に対する国民の安心感や信頼感を確保するためには、物価スライドのルールを厳正に運用することが望ましいと考えます。

## **社会保障全体の負担を考えると 20%の最終保険料率は高すぎる**

人口の高齢化が一層加速する中では、医療・介護などの社会保障に要する負担の増加は避けられません。従って、公的年金の最終保険料率の水準は、20%より相当低くしていくべきであると考えます。もし 20%という水準の判断基準が、欧州諸国の現在の水準との単純な比較からきているのであれば、医療・介護に要する負担と併せたトータルな負担がどうあるべきかについて一層の議論が必要であると思います。

## **基礎年金の国庫負担 1/2 への引き上げを着実に実行すべき**

経済社会の活力を生み出す現役世代や企業の保険料負担が過度に重くならないようにするためには、給付水準の見直しと併せて、消費税を財源とした基礎年金の国庫負担 1/2 への引き上げを早期に実現することが求められます。

また、基礎年金の財源全般の在り方として、消費税を活用することについても広範な議論を行っていく時期に来ていると思います。

以上



今回の「方向性と論点」に関しては、次のような点について十分な議論が必要だと思います。

1. 現下の経済情勢を踏まえた厳しい前提でも試算を行い、リスクシナリオを十分念頭において給付水準の見直しについてさらに議論を行うべき

先日示された試算では、物価動向や賃金の見通しなどが足許かなり甘めとなっていることが否めない。現在の大幅な需給ギャップは急速に縮小することは展望しがたいため、今後中期的に相当の需給ギャップが残る蓋然性が高いことを念頭におくと、物価、名目賃金、名目利回りはもっと低下する姿（リスクシナリオ）の方が蓋然性が高い（注1）。また少子化もさらに進む可能性が高い。試算はハッピーシナリオに対応した経済運営上の目標が達成された場合にのみ、辛うじてつじつまが合う、といったものではなく、少なくとも現状予想される厳しい見通しも視野に入れた前提で行わないと、現実にかかるであろう世代間の公平性について判断できるものにならない（注2）。まず、予想される現実的な見通しも含めて将来世代の所得代替率を明らかにしたうえで、全世代が痛みを分かち合うよう給付水準の見直しを検討すべき。

（注1）例えば、名目賃金上昇率は、2003年度から07年度まで0.5%、08年度以降が2.0%と想定されている。

しかし、既に一般労働者の平均賃金上昇率は、マイナス傾向

2001年 ▲0.4%

（パートを含めると、▲1.2%、パートのみでも▲1.2%）

（参考）パートを含めた平均賃金上昇率	2001年度	▲1.6%
	2002年4-6月	▲2.6%
	7-9月	▲3.5%

（注2）日本総合研究所の試算（2002年12月11日に公表）によれば、現前提のままでも、1940年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で2.46倍、1960年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.94倍（低位推計で0.93倍）であるのに対し、1980年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.66倍（低位推計で0.57倍）、2000年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.60倍（低位推計で0.51倍）となり、世代間の大きな不公平が発生する可能性。

——こうした試算を明らかにしたうえで、次のような対応を考えるべき。

- 給付乗率の引き下げ、受給開始年齢の引き上げなど中高年齢層以上の世代も負担を分かちあう仕組みを考えるべき。
- この点物価スライドなども実施されてこなかった情勢を考えると、将来世代への先送りが懸念される。少なくとも、物価スライドは適切に実施していく必要がある。
- 確定拠出型年金の拡充など、将来世代をサポートする様々な施策の検討をすべき。

——なお、給付スライドの技術的な問題として、少子化だけでなく、高齢化のリスクも給付額に自動的に調整される仕組みとする必要がある。また、運用利回りの変化についても吸収方法を工夫する必要がある。

## 2. 最終保険料20%の水準について再検討すべき。

医療保険や介護保険の負担を考えると、年金の最終保険料20%は大きすぎるのではないか。高齢化を考えると、社会保障の負担は大きくなる方向である。これほど大きな規模で世代間の所得再分配をする必要があるか、広い視野から検討する必要がある。所得税の水準なども考え合わせ、国民負担の大きさ全体を見極めたうえで、年金の最終保険料率20%についてさらに議論するべきである。

以 上